明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令（総務四）　一
○保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働一）　二
○クレーン等安全規則の一部を改正する省令（厚生労働一四）　二
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十八号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令（農林水産四）　三

〔告示〕
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件（総務二六）　三
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件（同二七）　三
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件（同二八）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務四二）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同四三、四四）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働三六）　五
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件（経済産業一五）　五
○DNV ASから登録事項の変更の届出があった件（国土交通一二一）　五
○水先人に免許を与えた件（同一二二）　五
○安全上重要な機器等を定める告示の一部を改正する件（原子力規制委一）　六
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛三六）　六
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一一）　六
○都市計画に関する件（中国地方整備局一六、一七）　七

〔国会事項〕
内閣　七

〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
産業
日本産業規格（厚生労働省・経済産業省、国土交通省）　八
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
国家試験
令和七年度自動車整備士技能検定試験の実施について（国土交通省）　八

〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　九

省令

○総務省令第四号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号、別表第二号の二の四、別表第二号の二の五、別表第二号の三の二、別表第二号の六、別表第三号、別表第五号の二から別表第五号の九まで、別表第十一号から別表第十一号の四まで、別表第十二号から別表第十二号の四までの規定中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

別表第四号の四の規定中「平成25年法律第27号）第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の三十一第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

別表第一号から第一号の四まで、別表第二号第1、別表第二号第5、別表第三号から別表第三号の七まで、別表第四号から別表第四号の三まで、別表第五号から別表第五号の三まで、別表第六号の五、別表第六号の七、別表第六号の八、別表第七号から別表第七号の三まで、別表第八号、別表第八号の三、別表第八号の四、別表第八号の六、別表第十一号及び別表第十二号の規定中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○文部科学省厚生労働省令第一号

保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十一条第一項の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十五日

文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（看護師学校養成所の指定基準） **第四条**　（略） 2　看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。 一　免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後五年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。 二～十二　（略） 3　（略）	（看護師学校養成所の指定基準） **第四条**　（略） 2　看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。 一　免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後七年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。 二～十二　（略） 3　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第一項及び第百十三条の規定に基づき、クレーン等安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

クレーン等安全規則の一部を改正する省令

クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（設置届） **第百四十条**　（略） 2　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物のエレベーター（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十六条第一項第一号に規定するものに限る。）について前項の規定による届出をしようとする者は、エレベーター設置届に建築基準法第六条第一項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書のうちエレベーターに関する部分の写し及び同法第六条第四項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	（設置届） **第百四十条**　（略） 2　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物のエレベーターについて前項の規定による届出をしようとする者は、エレベーター設置届に同条第一項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書のうちエレベーターに関する部分の写し及び同法第六条第四項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後のクレーン等安全規則第百四十条第二項の規定は、この省令の施行の日以後に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物にエレベーターを設置しようとする場合について適用する。

○農林水産省令第四号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行に伴い、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十八号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十五日

農林水産大臣　江藤　拓

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十八号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十八号ロの法人を定める省令（平成十七年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十八号ロ」を「物資の流通の効率化に関する法律第四条第十八号ロ」に改める。

附　則

この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。